

令和7年11月市議会定例会 建設水道委員会資料

所管事項調査

使用料に係る附属設備使用料及び減免等の取扱いについて

【目 次】	ページ
1 附属設備使用料の統一的な整理	2 ~ 8
2 附属設備使用料の減免	9 ~ 11
3 減免の統一的な整理	12 ~ 36
4 周知に関する今後のスケジュール	37 ~ 39

【別 冊】 減免一覧

【参考資料】 使用料・手数料の算定方針

財務部
各所管部局
令和7年11月

1 附属設備使用料の統一的な整理

(1) 基本的な考え方

ア 同種同規模の設備

附属設備の使用によって使用者が受ける便益は、同種同規模の設備であれば、施設によらず同一であることから、**附属設備使用料を原則統一**する。

イ 施設毎に異なる設備

スポーツ活動や文化活動等に使用する放送設備、舞台装置及び照明器具など、同種の設備であっても、施設によって規模や機能が異なるものについては、コストが異なるので、**施設毎の附属設備に応じた附属設備使用料を設定**する。

1 附属設備使用料の統一的な整理

(2) 改定案

ア 附属設備使用料を統一する主なもの

(ア) 複写機使用料

施設名	金額		理由
	現行 (~R8.3.31)	改定案 (R8.4.1~)	
▪ ふれあいセンター ▪ 図書館	▪ 白 黒 : 10円 ▪ カラー : 50円	▪ 白 黒 : 10円 ▪ カラー : 50円	不特定多数の利用者が使用するものであり、どの場所でも受ける便益は同一であることから、統一料金とすることとし、長崎市情報公開条例施行規則の写しの交付手数料の再算定結果と同額とする。

(イ) 机・椅子

施設名	金額		理由
	現行 (~R8.3.31)	改定案 (R8.4.1~)	
▪ 総合プール	▪ 机 : 20円 ▪ 椅子 : 10円	廃止	附属設備に係るコストは、施設使用料の算定コストに包含するため。
▪ 深堀体育館	▪ 長机 : 83円 ▪ 椅子 : 20円	廃止	

1 附属設備使用料の統一的な整理

(2) 改定案

イ 附属設備使用料を統一しない主なもの

(ア) 複写機使用料

施設名	金額		理 由
	現行 (~R8.3.31)	改定案 (R8.4.1~)	
▪ 市民活動センター	<p>【A4】</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 白 黒 : 1.68円▪ カラー : 6.36円 <p>【A3】</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 白 黒 : 2.59円▪ カラー : 7.28円	<p>【A3以下】</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 白 黒 : 5円▪ カラー : 10円	特定の利用者が使用するものであることから、使用料は統一せず、利用者の実費負担相当額とする考え方のもと、独自料金を設定する。

(イ) 机・椅子

施設名	金額		理 由
	現行 (~R8.3.31)	改定案 (R8.4.1~)	
▪ 市民会館	<ul style="list-style-type: none">▪ 長 机 : 125円▪ 補助椅子 : 31円	<ul style="list-style-type: none">▪ 長 机 : 60円▪ 椅 子 : 20円	コストに基づく算定をしたものや他都市の類似ホールの平均額に合わせたものがあるため。
▪ 原爆資料館 (ホール)	<ul style="list-style-type: none">▪ 長 机 : 125円▪ 椅 子 : 31円	<ul style="list-style-type: none">▪ 長 机 : 100円▪ 椅 子 : 30円	

1 附属設備使用料の統一的な整理

(2) 改定案

イ 附属設備使用料を統一しない主なもの

(ウ) 放送設備（音響拡声装置）

施設名	金額		理由
	現行（～R8.3.31）	改定案（R8.4.1～）	
ブリックホール	4,190円	6,950円	コストに基づく算定をしたものや他都市の類似ホールの平均額に合わせたものがあるため。
市民会館 (文化ホール)	3,237円	2,810円	
原爆資料館 (ホール)	3,876円	3,870円	

(エ) 照明器具（スポットライト）

施設名	金額		理由
	現行（～R8.3.31）	改定案（R8.4.1～）	
ブリックホール (1.5kw)	523円	520円	コストに基づく算定をしたものや他都市の類似ホールの平均額に合わせたものがあるため。
市民体育館 (1.0kw)	429円	280円	
原爆資料館（ホール） (0.5kw)	314円	320円	

1 附属設備使用料の統一的な整理

(3) 平和会館の空調料金

ア 考え方

現在の空調設備の金額は電気料金実費額であるが、平和会館の貸館部分だけの電気料金を算出することが困難であることから、現行金額に電気料金単価の伸び率を乗じて算定する。

イ 算定方法

$$\text{現行金額} \times \text{過去からの電気料金単価の伸び率}^* = \text{算定結果}$$

※供用開始である昭和56年以降、空調設備の使用料（利用に係る基準額）については消費税の加算以外に大きな見直しは行っていない。

また、昭和56年に供用開始するためには、昭和55年に昭和54年の電気料金を根拠として算定したものと考えられることから、経済産業省資源エネルギー庁が公開している昭和54年から最新（令和5年）の電気料金単価から算出する。

1 附属設備使用料の統一的な整理

(3) 平和会館の空調料金



出典（昭和54年～平成20年）：電気料金の水準（平成27年11月18日） 経済産業省資源エネルギー庁

出典（平成22年～令和5年）：経済産業省資源エネルギー庁HP（日本のエネルギー 2024年度版「エネルギーの今を知る10の質問」） 最終更新日令和7年3月28日

1 附属設備使用料の統一的な整理

(3) 平和会館の空調料金

ウ 算定結果

①現行金額	②電気料金単価の伸び率	③算定結果 (①×②)	④激変緩和措置 (③×1.3)	⑤最終結果 (③と④の小さい方)	⑥増加額 (⑤-①)
3,121円	1.51倍	4,713円	4,050円	4,050円	929円

現行金額	激変緩和措置
~250円	2倍
251~500円	1.5倍
501~2,000円	1.4倍
2,001~10,000円	1.3倍
10,001~100,000円	1.2倍
100,001円以上	1.1倍

2 附属設備使用料の減免

(1) 基本的な考え方

原則減免しない。

ただし、次の場合は減免可能とする。

減免対象	減免の対象となる附属設備	減免率
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	全ての附属設備 ※貨幣を直接投入して使用する附属設備（コインロッカーなど）を除く	100%
(イ) その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定めるもの	市長が別に定める額

2 附属設備使用料の減免

(2) 改定案

ア 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき

施設カテゴリー	施設名
文化財	▪ グラバー園 ▪ 旧香港上海銀行長崎支店記念館 ▪ 出島 ▪ 心田庵
レクリエーション施設	▪ 体験の森 ▪ 野母崎高浜海岸交流施設 ▪ 高島ふれあい海岸（飛島磯釣り公園、ふれあいキャンプ場）
スポーツ施設	▪ 市民体育館 ▪ 市民総合プール ▪ 都市公園（7施設）
博物館	▪ 科学館
ホール型施設	▪ 市民生活プラザ ▪ 市民会館（文化ホール） ▪ 野外ステージ（稻佐山公園）
コミュニティ活動施設	▪ ふれあいセンター（31施設） ▪ 錢座地区コミュニティセンター ▪ 公民館（16施設） ▪ 文化センター（3施設） ▪ 市民センター（5施設） ▪ 農業活性化センター（2施設）
自主学習・研修施設	▪ 三和少年交流センター（元宮公園）
図書館	▪ 図書館

2 附属設備使用料の減免

(2) 改定案

イ その他市長が特に必要と認めるとき

施設 カテゴリー	施設名	減免の対象 となる附属設備	減免率	減免内容
ホール型施設	ブリックホール	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">■ 本市 (芸術文化の振興又は国際交流の推進に資する行事)■ 本市の機関 (芸術文化の振興又は国際交流の推進に資する行事)
	チトセピアホール	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">■ 本市 (文化活動の振興に資する行事)■ 本市の機関 (文化活動の振興に資する行事)
	平和会館 (平和公園)	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">■ 本市(平和事業等)■ 学校【市外含む】 (被爆体験講話)■ 長崎平和推進協会主催事業 (平和事業)
	原爆資料館 (ホール)	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">■ 本市(平和事業等)■ 学校【市外含む】 (被爆体験講話)■ 長崎平和推進協会主催事業 (平和事業)
	出島メッセ長崎	全て	100%	<ul style="list-style-type: none">■ 本市及び本市の機関が主催する市長が別に定める行 事に利用するとき<ul style="list-style-type: none">・市制施行記念式典・長崎原爆犠牲者慰靈平和祈念式典・成人式■ MICEアンバサダー会議■ 出島メッセ運営センターとの協議

3 減免の統一的な整理

（1）基本的な考え方

ア 減免の適用

使用料の減免によって減額される使用料収入は公費で充当することから、**減免は例外的な取扱い**である。このため、市が推進する施策に貢献できる公益性が認められる「**合理的な理由**」がある場合のみ、**例外的に減免**することができることとし、該当しないものは減免しない。

イ 減免の内容と実施施設の統一

減免は、「**市が推進する施策**に貢献できる公益性が認められる『**合理的な理由**』がある場合」のみ実施することから、原則、実施する減免は同一カテゴリー内で統一する。

3 減免の統一的な整理

(1) 基本的な考え方

ウ 合理的な理由

項目	減免率
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合	
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%
(イ) 国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	100%
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合	
(ア) 特定の者が施設を利用する場合	
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	本市に在住する者 100% 本市に在住する者以外の者 50% ※駐車場は50%減免に統一
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合	
a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	コミュニティ活動施設 100%
b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき (イ- (イ) - a を除く。)	その他 50%

3 減免の統一的な整理

(1) 基本的な考え方

ウ 合理的な理由

項目	減免率
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合	
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合	
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）	100%
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	コミュニティ活動施設 100%
e 本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	その他 50%
f 本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%
g 本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%
(ウ) その他	
市長が特に必要と認めるとき	100% or 50%

※営利目的等で利用する場合は減免できない。

3 減免の統一的な整理

(2) 施設一覧 【建設水道委員会所管】

施設カテゴリー	施設名
観光施設（公園施設）	▪ 長崎稻佐山スロープカー ▪ 稲佐山公園展望台駐車場
駐車場	▪ 駐車場（7施設） ▪ 二輪車等駐車場（20施設） ▪ 長崎駅西口自動車整理場
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 庭球場 <ul style="list-style-type: none"> ・さくらの里庭球場・市営庭球場（平和公園） ・長崎東公園庭球場 ・小江原台近隣公園庭球場 ・総合運動公園かきどまり庭球場 ・元宮公園庭球場 ・えがわ運動公園庭球場 ・香焼総合公園庭球場 ・琴海中部運動公園庭球場 ▪ 体育館 <ul style="list-style-type: none"> ・長崎東公園コミュニティ体育館 ▪ 運動場 <ul style="list-style-type: none"> ・立山市民運動場（立山公園） ・市営ソフトボール場（平和公園） ・東望山運動場（東望山公園） ・長崎東公園運動場 ・田中町ソフトボール場（田中町公園） ・香焼総合公園運動場 ・元宮公園運動場 ・外海総合公園運動場 ・岳路運動公園運動場 ・琴海北部運動公園運動場 ・琴海中部運動公園運動場 ・琴海南部運動公園運動場 ▪ プール <ul style="list-style-type: none"> ・長崎東公園コミュニティプール ▪ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・さくらの里大芝生広場 ・市営市弓道場（平和公園） ・市営陸上競技場（平和公園） ・市営ラグビー・サッカー場（平和公園） ・総合運動公園かきどまり野球場 ・総合運動公園かきどまり陸上競技場 ・総合運動公園かきどまり補助競技場 ・総合運動公園かきどまり投てき練習場
港湾施設	▪ 茂木港船客待合所 ▪ 伊王島港ターミナル ▪ 高島港ターミナル ▪ 池島港船客待合所
ホール型施設	▪ 野外ステージ（稻佐山公園） ▪ 平和会館（平和公園）
自主学習・研修施設	▪ 三和少年交流センター（元宮公園）

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 観光施設（公園施設）

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none">長崎稲佐山スロープカー稲佐山公園展望台駐車場※他の文化財・観光施設（貸館）と同様	<ul style="list-style-type: none">他の文化財・観光施設（入館） (理 由) 業務上入館する場合は、施設の維持管理等を行うものであり、施設を使用するものではないことから、減免ではなく無料とするため。
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ア) 特定の者が施設を利用する場合			
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	市内 100% 市外 50%	<ul style="list-style-type: none">長崎稲佐山スロープカー稲佐山公園展望台駐車場※他の文化財・観光施設（入館）と同様	<ul style="list-style-type: none">他の文化財・観光施設（貸館） (理 由) 貸出スペース毎で使用する貸館施設であることから、個人の特性に応じた減免はしないため。 ※以下「貸館施設であるため。」という。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 観光施設（公園施設）

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）	100%	▪ 長崎稲佐山スロープカー ※他の文化財・観光施設と同様	▪ 稲佐山公園展望台駐車場 (理 由) 学校施設等で利用する大型車両の駐車はできないため。
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
旅行業、宿泊施設、交通機関に従事し、入場者の案内、事前の下見、研修を目的に入場する者	100%	▪ 長崎稲佐山スロープカー ▪ 稲佐山公園展望台駐車場 ※他の文化財・観光施設と同様	なし
教育旅行の下見を行う学校関係者	100%		
当該施設の報道のため入場する者	100%		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 観光施設（公園施設）

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
来館者の増加につながる雑誌、テレビ番組、映画、書籍、その他映像コンテンツの取材・制作のため入場する者	100%	■長崎稲佐山スロープカー ■稲佐山公園展望台駐車場 ※他の文化財・観光施設と同様	
調査研究機関、教育機関、美術館、博物館及び資料館等のスタッフで、調査・研究を目的に入場する者	100%		
長崎検定3級以上の合格者で、観光客の案内で利用すると確認できる場合	100%		なし
さるくガイド及びボランティアガイドで、観光客の案内で利用すると確認できる場合	100%		
長崎市観光大使等が観光大使の活動で利用すると確認できる場合	100%		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 観光施設（公園施設）

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
次の高等教育機関（大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等）に在学する留学生（留学資格が「留学」の者） ・長崎大学 ・長崎総合科学大学 ・活水女子大学 ・長崎純心大学 ・長崎女子短期大学 ・長崎外国語大学 ・長崎県立大学シーボルト校 ・長崎市に所在する日本語学校、専門学校等	100%	▪ 長崎稻佐山スロープカー ※他の文化財・観光施設と同様	▪ 稲佐山公園展望台駐車場 (理 由) 施策の対象施設にないため

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ア 観光施設（公園施設）

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
市長の承認を得て指定管理者が発行した割引券を提示し、又は提出したとき	指定管理者が定める額	<ul style="list-style-type: none">長崎稲佐山スロープカー稲佐山公園展望台駐車場 <p>※他の文化財・観光施設と同様</p>	なし
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	<ul style="list-style-type: none">長崎稲佐山スロープカー稲佐山公園展望台駐車場 <p>※他の文化財・観光施設と同様</p>	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

イ 市営駐車場

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ア) 特定の者が施設を利用する場合			
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	市内 50% 市外 50%	▪ 駐車場 ▪ 築町二輪車等駐車場	▪ 長崎駅西口自動車整理場 ▪ 二輪車等駐車場（築町除く） (理 由) 無人施設であり、減免に必要な手帳の提示に対応できないため。
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車	100%	▪ 駐車場 ▪ 長崎駅西口自動車整理場	▪ 二輪車等駐車場 (理 由) 緊急自動車は二輪車等駐車場を利用しないため。
道路法施行令第3条の3に基づき国土交通大臣が定める自動車	100%	▪ 長崎駅西口自動車整理場	▪ 駐車場 (理 由) 本減免規定は、道路法によって制限される路上駐車場である長崎駅西口自動車整理場特有の減免であり、道路法によって制限されない「駐車場（路外駐車場）」である駐車場においては実施する必要がないため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

イ 市営駐車場

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うために使用する自動車	100%	▪ 駐車場	▪ 長崎駅西口自動車整理場 (理 由) 長崎駅西口自動車整理場は、送迎等を行う際の短時間の使用を目的とする路上駐車場であることから、駐車需要の受け口である「駐車場（路外駐車場）」を対象とする本減免規定は馴染まないため。
駐車場の運営又は施設及び設備の維持管理のために駐車する自動車	100%		
駐車場から排出する一般廃棄物を収集するために駐車する自動車	100%		
本市又は本市の機関の職員が公務を行うために使用する自動車	100%		
本市若しくは本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事のために駐車する自動車	100%		▪ 二輪車等駐車場 (理 由) 対象車両が二輪車等駐車場を利用しないため。
市長が特に必要と認めるとき	100%		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

ウ 港湾施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none">茂木港船客待合所伊王島港ターミナル高島港ターミナル池島港船客待合所	なし
(イ) 国、他の地方公共団体、公共団体、又は公共的団体において、本市と協議等のため公の施設を使用するとき	100%		
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	<ul style="list-style-type: none">茂木港船客待合所伊王島港ターミナル高島港ターミナル池島港船客待合所	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

工 スポーツ施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	▪ 庭球場 ▪ 体育館 ▪ 運動場 ▪ プール ▪ その他 ※その他のスポーツ施設も同様	▪ 神の島プール（浴室） (理 由) 浴室であるため。
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ア) 特定の者が施設を利用する場合			
a 身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を有する者並びにその介護者が利用するとき	市内 100% 市外 50%	▪ 体育館（入館） ▪ プール（入館） ▪ その他（入館） ※他のスポーツ施設（入館）も同様	▪ 庭球場 ▪ 体育館（貸館） ▪ 運動場 ▪ プール（貸館） ▪ その他（貸館） ※他のスポーツ施設（貸館）も同様 (理 由) 貸出スペース毎で使用する貸館施設であることから、個人の特性に応じた減免はしないため。 ※以下「貸館施設であるため」という。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

工 スポーツ施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を行事で利用するとき	50%	<ul style="list-style-type: none">▪ 庭球場▪ 体育館（貸館）▪ 運動場▪ プール（貸館）▪ その他（貸館） <p>※他のスポーツ施設も同様</p>	<ul style="list-style-type: none">▪ 体育館（入館）▪ プール（入館）▪ その他（入館） <p>※他のスポーツ施設も同様（理由）</p> <p>団体で使用する場合、専用利用になることから、入館施設の減免は想定していない。</p> <p>※以下「入館施設であるため。」という。</p>
b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を行事で利用するとき	50%		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

工 スポーツ施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を行事で利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)	100%	<ul style="list-style-type: none">▪ 庭球場▪ 体育館(貸館)▪ 運動場▪ プール(貸館)▪ その他(貸館) ※他のスポーツ施設も同様	<ul style="list-style-type: none">▪ 体育館(入館)▪ プール(入館)▪ その他(入館) (理由) 入館施設であるため。▪ 神の島プール(浴室) (理由) 浴室であるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

工 スポーツ施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で施設を行事で利用するとき	50%	▪ 庭球場 ▪ 体育館（貸館） ▪ 運動場 ▪ プール ▪ その他（貸館） ※他のスポーツ施設も同様	▪ 体育館（入館） ▪ プール（入館） ▪ その他（入館） (理 由) 入館施設であるため。
e 本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で施設を行事で利用するとき	50%		▪ 神の島プール（浴室） (理 由) 浴室であるため。
g 本市に所在するスポーツ振興団体が、スポーツ施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で施設を行事で利用するとき	50%		

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

工 スポーツ施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
市長が定める地域に住所を有する者が長崎東公園運動場を利用するとき。	100%	長崎東公園運動場	▪ 対象施設以外すべて（理由） 本減免は地域還元策の一環であるため。
地域の住民が当該地域の交流を図るための行事にコミュニティ体育館の競技場を利用するとき。	100%	長崎東公園コミュニティ体育館	
地域の住民がコミュニティ体育館の競技場を利用するとき	50%	長崎東公園コミュニティ体育館	
地域の住民（小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒を除く。）がコミュニティ体育館のトレーニング室を利用するとき	50%	長崎東公園コミュニティ体育館	
地域の住民が長崎東公園庭球場を利用するとき	50%	長崎東公園庭球場	

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

工 スポーツ施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
地域の住民（12歳以上（小学校の児童を除く。）60歳未満の者に限る。）がコミュニティ体育館の浴室を利用するとき	50%	長崎東公園コミュニティ体育館	▪ 対象施設以外すべて（理由） 本減免は地域還元策の一環であるため。
地域の住民（60歳以上の者に限る。）がコミュニティ体育館の浴室を利用するとき。	100%	長崎東公園コミュニティ体育館	
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	▪ 庭球場 ▪ 体育館 ▪ 運動場 ▪ プール ▪ その他	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

オ ホール型施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none"> 野外ステージ（稻佐山公園） ※市民会館（文化ホール） 市民生活プラザと同様 	<ul style="list-style-type: none"> ブリックホール チトセピアホール <p>(理 由) 文化の振興に特化した独自の減免規定を設けるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平和会館（平和公園） <p>(理 由) 平和の推進に特化した独自の減免規定を設けるため。</p> <p>(以下、「独自の減免規定設けるため」という。)。</p>
(方針を類推) (ア) 本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する平和事業又は被爆者援護事業に利用するとき	100%	<ul style="list-style-type: none"> 平和会館（平和公園） ※原爆資料館（ホール）と同様 	<ul style="list-style-type: none"> 他のホール型施設 <p>(理 由) 平和事業に関する減免であるため。</p>
(方針を類推) (ア) 本市又は本市の機関が主催し、又は経費の一部を負担する行事に利用するとき（平和事業又は被爆者援護事業以外）	50%		<ul style="list-style-type: none"> 野外ステージ（稻佐山公園） <p>(理 由) 上段（ア）において減免するため。</p>

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

オ ホール型施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	50%	▪ 野外ステージ（稻佐山公園） ▪ 平和会館（平和公園） ※他のホール型施設と同様	なし
b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	50%	▪ 野外ステージ（稻佐山公園） ▪ 平和会館（平和公園） ※市民会館（文化ホール） 市民生活プラザと同様	▪ ブリックホール ▪ チトセピアホール (理由) 設置目的が異なるため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

オ ホール型施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)	100%	<ul style="list-style-type: none">野外ステージ(稻佐山公園) ※市民会館(文化ホール) 市民生活プラザと同様	<ul style="list-style-type: none">・ブリックホール・チトセピアホール <p>※内容は同一であるが、減免率が異なる(50%)。 (理由) 本市や本市の機関が施設の設置目的(ブリックホール:芸術文化の振興又は国際交流の推進、チトセピアホール:文化活動の振興)に資する場合については、減免100%とするが、それ以外の減免率は50%と整理したため(その他市長が特に必要と認めるときを除く)。</p> <ul style="list-style-type: none">平和会館(平和公園) (理由) 独自の減免規定を設けるため

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

オ ホール型施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
(方針を類推) c 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)が行う被爆体験講話聴講会に利用するとき	100%	▪ 平和会館（平和公園） ※原爆資料館（ホール）と同様	▪ 他のホール型施設 (理 由) 平和事業に関する減免であるため。
(方針を類推) c 本市に所在する学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)が主催する行事に利用するとき（被爆体験講話聴講会を除く）	50%		▪ 野外ステージ（稻佐山公園） (理 由) 前ページcにおいて減免するため。
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	50%	▪ 野外ステージ（稻佐山公園） ▪ 平和会館（平和公園） ※他のホール型施設と同様	なし
e 本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%	▪ 野外ステージ（稻佐山公園） ※市民会館（文化ホール） 市民生活プラザと同様	▪ 平和会館（平和公園） (理 由) 原爆資料館（ホール）と統一するため
f 本市に登録する市民文化団体が、文化施設等を利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%	▪ 野外ステージ（稻佐山公園） ▪ 平和会館（平和公園） ※他のホール型施設と同様	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

オ ホール型施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(ウ) その他（市長が特に必要と認めるとき）			
(公財) 長崎平和推進協会が主催する平和事業で施設を利用するとき	100%	▪ 平和会館（平和公園） ※原爆資料館（ホール）と同様	▪ 他のホール型施設 (理 由) 平和事業に関する減免であるため。
(公財) 長崎平和推進協会が共催する平和事業で施設を利用するとき	50%		
市長が特に必要と認めるとき	市長が定める額	▪ 野外ステージ（稻佐山公園） ▪ 平和会館（平和公園） ※他のホール型施設と同様	なし

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

力 自主学習・研修施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
ア 長崎市及び長崎市の機関等が使用する場合			
(ア) 本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	100%	▪ 三和少年交流センター (元宮公園) ※日吉自然の家も同様	なし
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
a 本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体が、その目的達成のために施設を利用するとき	50%	▪ 三和少年交流センター (元宮公園)	▪ 日吉自然の家 (理 由) 個人単位で使用する入館施設であることから、団体の特性に応じた減免はしないため。
b 本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を行事で利用するとき	50%	▪ 三和少年交流センター (元宮公園)	▪ 日吉自然の家 (理 由) 施設の設置目的と当該減免の内容が馴染まないため。

3 減免の統一的な整理

(3) 改正案

力 自主学習・研修施設

項目	減免率	対象施設	対象外施設及びその理由
イ 減免することで市の施策が更に推進される場合			
(イ) 公共的団体が、団体本来の目的で使用する場合			
c 本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)	100%	■ 三和少年交流センター (元宮公園) ※日吉自然の家も同様	なし
d 本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	50%	■ 三和少年交流センター (元宮公園) ※日吉自然の家も同様	なし
e 本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	50%	■ 三和少年交流センター (元宮公園)	■ 日吉自然の家 (理由) 施設の設置目的と当該減免の内容が馴染まないため。

4 周知方法に関する今後のスケジュール

(1) 全体イメージ

準備

指定管理者

本市

担当	内容	手法	10月	11月	12月	1月	2月	3月
財政課	▪ 全体の考え方 ▪ 改定額一覧	HP		周知 【条例改正内容】	使用料・手数料の関連予算・減免等の報告（11月議会）	条例施行規則公布（減免・附屬設備使用料）	周知（使用料・減免など）	
	▪ 全体の考え方	広報ながさき		配布 【HPへ誘導】			配布	
		SNS		周知 【HPへ誘導】			周知（使用料・減免など）	
施設所管課	▪ 施設使用料の改定額	テレビ(youtube)		検討	条例施行規則公布（減免・附屬設備使用料）	導入施設の利用料金確定期限	周知（使用料・減免など）	
		施設での周知					周知（使用料・減免など）	
		SNS					周知（使用料・減免など）	
		施設HP					周知（使用料・減免など）	
	指定管理者		利用料金検討・確定				周知（使用料・減免など）	

4 周知方法に関する今後のスケジュール

(2) 運営形態別

準備

指定管理者

本市

担当	内容	手法	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
直営施設	施設使用料の改定額	各施設のH.P			使用料・手数料の関連予算・減免等の報告（11月議会）	条例施行規則公布（減免・附屬設備使用料）	周知（使用料・減免など）			
		SNS					周知（使用料・減免など）			
		施設での周知					周知（使用料・減免など）			
		関係団体	必要に応じて情報共有・協議				必要に応じて情報共有・協議			
指定管理者導入施設	施設利用料金の改定額	利用料金の決定	利用料金検討・確定		利用料金確定期限	周知期間は最低3か月を確保				
		各施設のH.P				周知（利用料金・減免など）				
		SNS				周知（利用料金・減免など）				
		施設での周知				周知（利用料金・減免など）				
		関係団体	必要に応じて情報共有・協議			必要に応じて情報共有・協議				

4 周知方法に関する今後のスケジュール

(3) 手数料の周知

本市

担当	内容	手法	10月	11月	12月	1月	2月	3月
手数料 関係課	手数料の 改定額	H P				周知（手数料）		
		窓口での 周 知				周知（手数料）		
		関係団体				必要に応じて情報共有・協議		

使用料
・
(11月
議会)
手数料の関連予算